

社会教育関係団体への補助金の交付について

1 社会教育関係団体補助金の交付について(令和3年度)

(1) 札幌市PTA協議会	10,000千円
〔内訳: 札幌市PTA協議会	2,000千円
区PTA連合会	8,000千円(800千円×10区)〕
(2) 札幌市私立幼稚園PTA連合会	400千円

2 補助対象経費

上記団体が行う事業で、社会教育の普及、向上または奨励に寄与すると認められる、親子体験活動、研修会、発表会、調査研究、機関紙発行等に係る事業費。

3 令和2年度の活動事例

- ・札幌市PTA協議会
市P協セミナー、広報紙「PTAさっぽろ」発行ほか
- ・区PTA連合会
親子ふれあい事業、研修大会ほか
- ・札幌市私立幼稚園PTA連合会
各区研修会、広報紙「コロポックル」発行ほか

4 参考

社会教育法(昭和24年法律第207号)第13条
地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。